

事故情報と安全

まつ 松 い ひで 井 のり 憲*

産業界においては、最近の安全対策の向上によって、労働災害による死傷者数は減少の傾向にあるものの、依然として重大な爆発や火災などの災害はあとを絶たない。

最近の安全対策上の重点施策として、一つには、 Chernobyl 原発事故を端緒として、組織と個人が安全を最優先する風土や気質を育てていこうとする「安全文化」の創造が各方面で提唱されている。さらには、実務的な安全対策として、安全活動の手法や組織の在り方を定めた「労働安全衛生マネジメントシステム（OHSMS）」の普及、活用がある。

災害が起こると専門家は欠陥を指摘し、けしからぬ、なにをやっていたのか、と批判することが多い。災害の当事者にしてみれば、それなら災害が起こる前に指摘してくれればとの思いがあるのではなかろうか。しかしながら、実際には個々の事業場でどのような作業が行われているかは外部からはわかりにくく、その内容を一番よく知っている当事者（事業者）の自己責任が求められることとなる。

OHSMSにおいては、事業者は、事業場における機械、設備、化学物質などの危険または有害要因を自ら特定し、これらの要因を除去または軽減する措置を講じることとなっている。したがって、このようなシステムが有効に機能するか否かは、あらゆる危険・有害要因を見落としなく特定できるか否かにかかっている。工程が複雑な化学プラントなどでは、危険・有害要因の特定は容易ではない。OHSMSの指針では、「化学物質の危険有害性表示制度（MSDS）」の活用や、HAZOP, FMEAなどのセーフティ・アセスメント手法の適用があげられている。

危険・有害要因を予測、特定するうえでは、物質の危険・有害情報のみならず、災害・事故情報が有用である。中でも災害・事故原因を詳細に解析した事故調査報告書から得られる教訓は、同種災害の危険予知に役立つものである。

災害や事故が起こると、公的機関による災害調査が

行われる。爆発や火災に関しては、消防法、高圧ガス保安法、火薬類取締法、労働安全衛生法などの所轄機関が、それぞれの立場から独自に調査を行うことが多い。調査や届け出に基づく災害統計は、所轄法規別に災害統計として公表され、それぞれの施策に反映される。社会の関心が高い大きな災害になると、災害調査団が組織され、徹底的に原因が調べられる。調査結果は調査報告書としてまとめられ、その多くは公表されるのが通常である。しかしながら、中小規模の災害や事故については、調査結果は公表されない場合が多い。死傷災害の場合には、災害の責任を追及する捜査が優先され、再発防止を目的とする災害原因調査が後手に回る場合がある。調査員の守秘義務の縛りがあるため、調査の経緯や調査結果を早期に公表したくても、司法決着が付くまで待たされることもある。これは国民にとっては不利益であり、むしろ多方面からの調査結果を積極的に公表させ、公正な司法判断に反映させるべきである。早期の調査結果の公表は、同種災害の再発防止対策を打ち出すうえで有用である。幸い、最近では、情報公開に対する国民の気運の高まりもあり、税金で得られた情報は、原則、国民に開示すべきとの方向にある。

公的機関が所有する災害情報は、そのままの形では利用しづらいので、利用しやすい形に分析・加工する必要がある。それらの結果をデータベースとして公表できることが望ましい。この場合、たとえ有料であっても役に立つものであれば、活用されるはずである。

企業内に蓄積されているヒヤリ・ハット情報も重要な情報である。災害の大きさは確率の結果であり、危険要因の重大さは災害の大小にはよらないことは周知のところである。ヒヤリ・ハット情報を業種ごとに一括管理するシステムを作れば、危険要因の予知に役立ち、災害防止に有効に活用できるはずである。航空業界ではすでに行われていると聞き及ぶ。

災害・事故の情報は、国民全体の高価な資産である。これを大いに活用しないという手はない。